

令和元年12月12日

会員各位

日本産婦人科医会会長 木下勝之  
母子保健担当常務理事 相良洋子  
関沢明彦  
鈴木俊治

### 「母子保健法の一部を改正する法律」について周知のお願い

霜寒の候、ますます御健勝のこととお慶び申し上げます。平素は日本産婦人科医会の活動に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度「母子保健法の一部を改正する法律」（令和元年法律第69号）が、第200回国会において成立し、12月6日に公布されましたので、情報提供いたします。本法律に関する要旨を以下に記載いたします。会員の先生方には、本件ご周知いただきますようお願い申し上げます。

#### 記

本法律において、市町村は

- ・ 出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、産後ケア事業を行うよう努めなければならない
- ・ 産後ケア事業を行うに当たっては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する厚生労働省令で定める基準に従って行わなければならない
- ・ 産後ケア事業の実施に当たっては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、母子健康包括支援センター、その他の関係機関、母子保健に関する他の事業等との連携を図ることにより妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない

等が規定されています。

また、本法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとされています。

以上

# 母子保健法の一部を改正する法律（産後ケア事業の法制化）について

公布日 : 令和元年12月6日  
法律番号 : 令和元年法律第69号

## 産後ケア事業とは

○産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子及び乳児に対して、心身のケアや育児のサポート等（産後ケア）を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を確保するもの。

## 法案概要

- 現在、予算事業として実施している市町村事業の「産後ケア事業」について、母子保健法上に位置づける。
- 各市町村について、「産後ケア事業」の実施の努力義務を規定する。

## 事業内容等

- 実施主体 : 市町村  
※事業の全部又は一部の委託可
- 内容 : 心身の状態に応じた保健指導  
療養に伴う世話  
育児に関する指導若しくは相談その他の援助
- 実施類型 : ①短期入所型  
②通所型（デイサービス型）  
③居宅訪問型（アウトリーチ型）
- 実施施設 : 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設
- 実施基準 : 厚生労働省令で定める基準  
(人員、設備、運営等に係る基準)

## 対象者

- 産後ケアを必要とする出産後1年を経過しない女子、乳児

## 他の機関・事業との産前からの連携

- 市町村は、妊娠期から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、
  - ・母子健康包括支援センターその他の関係機関と必要な連絡調整
  - ・母子保健法に基づく母子保健に関する他の事業、児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 施行日

- 2年を超えない範囲内で政令で定める日

母子保健法の一部を改正する法律をここに公布する。

御 名 御 璽

令和元年十二月六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

#### 法律第六十九号

母子保健法の一部を改正する法律

母子保健法（昭和四十年法律第四百十一号）の一部を次のように改正する。  
第十七条の次に次の一条を加える。

（産後ケア事業）

第十七条の二 市町村は、出産後一年を経過しない女子及び乳児の心身の状態に応じた保健指導、療

養に伴う世話又は育児に関する指導、相談その他の援助（以下この項において「産後ケア」という。）を必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児につき、次の各号のいずれかに掲げる事業（以下この条において「産後ケア事業」という。）を行うよう努めなければならない。

一 病院、診療所、助産所その他厚生労働省令で定める施設であつて、産後ケアを行うもの（次号において「産後ケアセンター」という。）に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を短期間入所させ、産後ケアを行う事業

二 産後ケアセンターその他の厚生労働省令で定める施設に産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児を通わせ、産後ケアを行う事業

三 産後ケアを必要とする出産後一年を経過しない女子及び乳児の居宅を訪問し、産後ケアを行う事業

2 市町村は、産後ケア事業を行うに当たつては、産後ケア事業の人員、設備及び運営に関する基準として厚生労働省令で定める基準に従つて行わなければならない。

3 市町村は、産後ケア事業の実施に当たつては、妊娠中から出産後に至る支援を切れ目なく行う観点から、第二十二条第一項に規定する母子健康包括支援センターその他の関係機関との必要な連絡調整並びにこの法律に基づく母子保健に関する他の事業並びに児童福祉法その他の法令に基づく母性及び乳児の保健及び福祉に関する事業との連携を図ることにより、妊産婦及び乳児に対する支援の一体的な実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

厚生労働大臣 加藤 勝信  
内閣総理大臣 安倍 晋三